

医 薬 第 1 2 6 5 号

令 和 2 年 8 月 1 9 日

(公社) 岡山県医師会長  
(一社) 岡山県病院協会  
(一社) 岡山県薬剤師会長  
岡山県病院薬剤師会長

} 殿

岡山県保健福祉部長

オシメルチニブメシル酸塩製剤の使用にあたっての留意事項について

このことについて、別添のとおり厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長及び厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長から通知がありましたので、御了知の上、貴会員への周知方よろしく申し上げます。

なお、本通知は、次のホームページに掲載しておりますので、念のため申し添えます。

記

アドレス

<https://www.pref.okayama.jp/site/361/>

薬生薬審発 0817 第 1 号  
薬生安発 0817 第 1 号  
令和 2 年 8 月 17 日

各 

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長  
( 公 印 省 略 )

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長  
( 公 印 省 略 )

#### オシメルチニブメシル酸塩製剤の使用にあたっての留意事項について

オシメルチニブメシル酸塩製剤（販売名：タグリッソ錠 40mg 及び同錠 80mg。以下「本剤」という。）については、致命的な間質性肺疾患や QT 間隔延長等、重篤な副作用が発生するリスクがあること等から、「オシメルチニブメシル酸塩製剤の使用にあたっての留意事項について」（平成 28 年 3 月 28 日付け薬生審査発 0328 第 9 号厚生労働省医薬・生活衛生局審査管理課長通知。以下「旧通知」という。）により、その使用上の留意点について周知を図ってきました。

今般、本剤の製造販売後調査に関する解析結果並びに製造販売業者の考察及び対応に関する報告書に係る評価の結果、添付文書に記載された内容を遵守するよう適切に注意喚起した上であれば、承認条件に基づき実施されていた医師要件・施設要件の設定や当該要件への合致要否の事前確認等の活動を終了して差し支えないと判断されたことから、本剤の承認条件の見直しを行いました。

これに伴い、本剤の使用にあたっては、本剤の適正使用の観点から、添付文書に記載されている警告、使用上の注意等について引き続き留意し、製造販売業者が実施する安全確保措置（※）等について、引き続き御理解願いたいことを貴管下の医療機関及び薬局に対して周知をお願いします。

なお、旧通知は廃止します。

(※) 安全確保措置

製造販売業者が、医師、薬剤師、看護師等の医療従事者及び本剤の調剤を予定している調剤薬局に対して行う適正使用推進を目的とした活動であり、具体的には本剤の特性、安全性、副作用発現時の対応及び患者への説明に関する情報提供などがある。